

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 7 月 2 9 日 福島地方法務局若松支局 登記官 大久保祐一

記

	手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
1	第 3804-2024-0003 号	会津若松市慶山二丁目 7 0 番
2	第 3804-2024-0004 号	会津若松市東山町大字石山字天寧 1 1 3 番
3	第 3804-2024-0007 号	会津若松市大戸町小谷西村 2 0 0 番
4	第 3804-2024-0008 号	会津若松市大戸町小谷西村 2 0 4 番
5	第 3804-2024-0009 号	会津若松市大戸町小谷西村 2 0 2 番 1